

現行計画該当箇所					ごみ処理基本計画新旧対照表		
No.	ページ	章	節	細節	新	旧	備考
1	1	1	1		<p>具体的には、主に、<u>循環型社会の推進及びはだのクリーンセンターの安定稼働に向け、ごみの排出抑制、分別の徹底、新たな資源化施策の推進等</u>に取り組みます。</p> <p>また、前計画の改定から5年が経過し、<u>この間、社会情勢やさらなるごみの減量の必要性など、ごみを取り巻く環境も変化していることから、新たに平成43年度までの15年間の計画を策定し、</u>今後のごみ処理行政の方向と施策を示すものです。</p>	<p>具体的には、主に、ごみの排出抑制を図りながら、循環型社会の構築に向けた生ごみの資源循環の推進、新しいクリーンセンターの安定稼働及び最終処分量の減量等に取り組みます。</p> <p>計画の策定から5年が経過し、ごみを取り巻く環境も変化していることから、計画の改定を行い、今後のごみの処理行政の方向と施策を示すものです。</p>	
2	3	1	4		<p>本計画は、<u>平成29年度を初年度、平成43年度を目標年度とした15年間の計画</u>です。<u>中間目標年度を平成33年度とし、平成29年度から平成33年度までの5年間で改定し、平成34年度から平成43年度までを新規策定</u>します。</p>	<p>本計画は、平成19年度を初年度、平成33年度を目標年度とした15年間の計画です。</p> <p>今回は、策定から5年目の改定で、平成24年度から平成33年度までの10年間で対象とします。</p>	
3	5	2	1	2(1)	<p>人口は、平成21年1月には17万人を超え、平成22年9月1日の170,417人をピークに減少に転じ、今後も減少傾向は続くものと予測されています。<u>総ごみ排出量は、横ばいで推移しています。</u></p>	<p>人口はほぼ横ばいで推移していますが、総ごみ排出量は、平成15年度をピークに減少しています。</p>	
4	6	2	1	2(2)	<p>市民一人1日当たりのごみ排出量は<u>横ばいで推移しています。</u></p>	<p>市民一人1日当たりのごみ排出量は減少しています。これは、景気の動向によるものや環境意識の高まりにより、各家庭において排出抑制が図られたことや、さまざまな啓発活動及び平成19年度から実施している剪定枝の分別収集などの減量施策の成果によるものと考えています。</p>	

現行計画該当箇所					ごみ処理基本計画新旧対照表			
No.	ページ	章	節	細節	新	旧	備考	
5	7	2	1	2(3)	<p><u>家庭ごみは排出抑制が図られ減少傾向にあります</u> <u>が、事業系ごみは増加傾向にあります。</u></p>	<p>家庭ごみ、事業系ごみともに、排出抑制が図られ、排出量は減少傾向にあります。</p>		
6	7	2	1	2(4)	<p><u>(4) 他都市との比較</u> <u>本市と人口規模が同程度の都市（人口が10～20万人規模の都市 150都市程度）のごみ量等の比較を行いました。</u> <u>以下、グラフを掲載</u></p>		新規	
7	8	2	1	3	<p>生ごみなどの厨芥類が最も多く、<u>次いで草木類、紙類となっています。</u> <u>平成28年度の調査においては、厨芥類の割合は、約30%となり、減少傾向にありますが、その反面、草木類の割合が大きくなっていることが分かります。</u></p>	<p>生ごみなどの厨芥類が最も多く、次いで紙類、プラスチック類となっています。 厨芥類の割合は、4回の調査の平均値では、約43%となります。全体に占める割合が減少しているのは、水切り徹底の啓発や、生ごみ分別収集モデル事業の成果と考えています。</p>		
8	9	2	1	4	<p><u>ごみ処理には、収集運搬経費と処理処分経費で、年間16億9,800万円、市民一人当たり約10,100円がかかっています。近年は収集運搬経費、処理処分経費ともに微減傾向が続いていましたが、収集業務の民間委託化等の背景を理由に、平成27年度では増加しています。ごみ処理費用については、将来的な人口の減少を踏まえ、効率的な収集運搬ルートや処理処分ルートを検討する必要があります。</u></p>	<p>ごみの処理には、収集運搬経費と処理処分経費で年間18億5,600万円、市民一人当たり約1万1,000円がかかっています。収集運搬経費は、ごみ排出量の減少や収集車両のリース化等により減少していますが、処理処分経費は、資源物をリサイクルに適した状態に加工する経費などが影響し増加傾向にあります。</p>		

現行計画該当箇所					ごみ処理基本計画新旧対照表			
No.	ページ	章	節	細節	新	旧	備考	
9	10	2	1	5(1)	7 分別 <u>2 2</u> 品目の分別収集	7 分別 2 1 品目の分別収集	表1「ごみと資源の分別区分」の不燃ごみに「小型家電」を追加	
10	10	2	1	5(2)	<u>また、自治会からの依頼により、ごみの分別や収集場所の適正な利用についての出前講座を実施しています。</u>		追加	
11	11	2	1	5(2)	ウ イベント等における啓発活動 まつり等において、生ごみの減量啓発、 <u>生ごみ処理機及びディスポーザーの普及活動</u> やレジ袋削減キャンペーンを実施しています。	ウ イベント等における啓発活動 まつり等において、生ごみ処理機普及活動やレジ袋削減キャンペーンを実施しています。		
12	11	2	1	5(2)	エ 学校等における啓発活動 <u>環境教育の一環として、小学校4年生を対象に、「ごみの話」やごみ収集車を使った体験学習、また、幼稚園やこども園等の未就学児や小学校低学年を対象とした出前講座を実施し、ごみの減量と資源の分別についての啓発活動を行っています。</u>	エ ごみの話 小学校4年生を対象として、ごみ収集車を使った学習や、ごみの減量と資源の分別についての啓発活動を行っています。		
13	13	2	1	5(6)	家庭ごみの約30%を占める生ごみの減量を図るため、家庭用生ごみ処理機購入者に対し、 <u>購入費の一部を補助しています。また、平成26年度からは、コンポスト等の非電動式、さらに、平成27年度からは、ディスポーザーの設置についても補助対象を拡大し、家庭から出る生ごみの減量を促進しています。</u> <u>(補助額一覧の表を掲載)</u>	家庭ごみの約43%を占める生ごみの減量を図るため、家庭用生ごみ処理機購入者に対し、購入費の2分の1、上限4万円を補助しています。また、故障などで買い替えた場合には、維持管理費として1万5千円を補助し、家庭用生ごみ処理機の継続利用を促進しています。		

現行計画該当箇所					ごみ処理基本計画新旧対照表			
No.	ページ	章	節	細節	新	旧	備考	
14	13	2	1	5(7)	<u>今後は、分別協力世帯の拡大も含め、効果的かつ効率的な生ごみ減量の手法を検討します。</u>		追加	
15	14	2	1	6(1)	<u>まちの美観を保つとともに、歩行者の安全性の確保、収集効率の向上及び防犯パトロールなどを目的として、平成19年度から東海大学前駅南口地区の南矢名一丁目、平成26年度から秦野駅北口地区の本町一丁目及びその沿道で、可燃ごみの夜間戸別収集を行っています。</u>	まちの美観を保つとともに、収集作業効の向上や防犯パトロールなどを目的として、東海大学前駅南口地区の南矢名一丁目をモデル地区として、可燃ごみの夜間戸別収集を行っています。		
16	17	2	1	7(2)	<u>また、粗大ごみのうち、木製製品は選別し、チップ化、布団や毛布についても選別し、資源化しています。</u> <u>さらに、小型家電は、公共施設に設置する回収ボックスにより拠点回収し、有用金属（レアメタル）等を再生利用しています。平成28年度から公共施設の維持管理等で出た刈り草ごみについても、資源化を開始しており、今後、その結果を検証した上で、家庭から出る刈り草ごみについても段階的に資源化を実施します。</u>		追加	
17	17	2	1	7(2)	<u>資源物は、容器包装の軽量化、古紙の排出量減少、集団資源回収量の減少等により排出量が減少していますが、はだのクリーンセンターから出る焼却残渣の資源化を進めたため、資源化率は増加しています。</u>	資源物は、容器包装の軽量化、古紙の排出量減少、集団資源回収量の減少等により排出量が減少しています。		

現行計画該当箇所					ごみ処理基本計画新旧対照表		
No.	ページ	章	節	細節	新	旧	備考
18	19	2	2	1	表10 検討中・ <u>要検討事業</u> <u>検討中事業 1「リサイクルプラザ（仮称）の整備」を削除</u>	表10 検討中・未着手事業	削除
19	19	2	2	1	表10 検討中・ <u>要検討事業</u> <u>未着手事業 1「ごみ有料化等の検討」を検討中</u> <u>事業へ移行</u> 今後のごみ量の推移をみて、 <u>導入に必要な条件等の具体的方策</u> の検討。	今後のごみ量の推移をみて検討。	
20	19	2	2	1	表10 検討中・ <u>要検討事業</u> <u>未着手事業 4「ごみ焼却施設90t/日焼却施設の更新の検討」を検討中事業へ移行</u> 新たな焼却施設の建設は行わず、秦野市及び伊勢原市のごみの焼却量を考慮し、 <u>90t/日焼却施設延命化を行う。</u>	更新施設として想定していた有機性廃棄物資源化施設は、現行の資源化への取り組みを強化していること、秦野市及び伊勢原市のごみの焼却量がクリーンセンターで処理できる量まで減少する見込みであることなどから、本計画期間における建設は行わないこととする。	
21	19	2	2	1	表10 検討中・ <u>要検討事業</u> <u>要検討事業に「使用済み紙おむつの資源化の研究」</u>		新規
22	21	2	2	(1)	<u>ウ ディスポーザーの普及による生ごみの排出抑制</u> <u>生ごみの排出抑制を促進するため、ディスポーザーを生ごみ処理機購入費補助制度の補助対象とし、ディスポーザーの設置による生ごみを排出しないライフスタイルへの転換を進めます。</u>		新規

現行計画該当箇所					ごみ処理基本計画新旧対照表			
No.	ページ	章	節	細節	新	旧	備考	
23	21	2	2	(2)ウ	<p><u>エ 啓発事業等</u> <u>ごみの排出抑制や資源化を進めるためには、各家庭における分別の徹底が求められます。このため、自治会の協力による廃棄物減量等推進員との連携を強化し、分別の徹底に対する啓発活動を支援します。</u></p>	<p>ウ 啓発事業等 自治会の協力による廃棄物減量等推進員等について、活動内容をさらに広く市民に周知するとともに、連携を強化し、地域の中に協力者が増えたり、施策への理解が深まるよう努める必要があります。</p>		
24	21	2	2	(2)	<p>道路、歩道上にある収集場所は、交通の妨げや収集時の危険性が懸念されるため、<u>開発によって市に帰属された収集場所等への統合整理について、自治会等と連携して改善を図ります。</u> また、ごみ持ち出しルールが守られず、管理の行き届いていない収集場所に対し、指導・啓発する必要があります。<u>このため、自治会や共同住宅管理会社等と連携して改善を図ります。</u></p>	<p>道路、歩道上にある収集場所は、交通の妨げや収集時の危険性が懸念されるため、改善をを図る必要があります。 また、ごみ持ち出しルールが守られず、管理の行き届いていない収集場所に対し、指導・啓発する必要があります。</p>		
25	21	2	2	(3)		<p>(3) 中間処理及び最終処分 「ペットボトルについては、排出時の形態で再生処理業者に引き渡していますが、国の基準に合わせ、圧縮梱包して引渡す必要があります。」を削除</p>	<p>ベール化実施済みのため削除</p>	
26	21	2	2	(4)	<p><u>(3) 不法投棄</u> <u>今後は、監視カメラの充実を図るとともに、不法投棄の多い家電4品目について、リサイクル制度の見直しを国及び県に要望していきます。</u></p>	<p>(4) その他</p>	<p>追加</p>	
27	23	2	3	1	<p><u>「国及び県の目標」を最新値に修正</u></p>			

現行計画該当箇所					ごみ処理基本計画新旧対照表		
No.	ページ	章	節	細節	新	旧	備考
28	28	3	1		本市の人口は、昭和30年の市制施行以降、年々増加してきましたが、 <u>平成21年1月には17万人を超え、平成22年9月1日の170,417人をピークに減少に転じ、今後も減少傾向は続くものと予測されています。本計画の推計人口は、「秦野市人口ビジョン」の人口推計結果を採用しています。</u>	本市の人口は、昭和30年の市制施行以降、年々増加してきましたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。本計画の推計人口は、秦野市総合計画（HADANO2020プラン）の人口推計結果を採用しており、平成24年度をピークにゆるやかに減少すると推計しています。	
29	31	4	2		方針2 有機性廃棄物の減量・資源化の促進 <u>可燃ごみの約30%を占める生ごみの減量を進めるとともに、新たに家庭から出る刈り草ごみの資源化を推進します。</u>	方針2 有機性廃棄物の減量・資源化の促進 可燃ごみの約43%を占める生ごみの減量・資源化を進め、剪定枝の資源化を引き続き促進します。	
30	37	4	6	1	1 ごみ排出量（資源物除く）の減量目標 <u>家庭ごみにおいては、可燃ごみとして排出されている資源物の分別強化や生ごみの水切り等による減量化を行います。</u> <u>また、事業系ごみについては、展開検査及び指導の強化を行うことで搬入されるごみの減量を進めます。</u> <u>また、平成38年度から、はだのクリーンセンター1施設体制で処理できる量まで減量する必要があることを踏まえ、目標値を以下のように設定しました。</u>	1 ごみ排出量（資源物除く）の減量目標 現行施策の継続・強化及び新たな減量施策の実施により、市民一人1日当たりのごみ排出量（資源物除く）の平成9年度比約3分の1減を目指します。 現状（平成22年度）からの減量目標は、市民一人1日当たり90gの減量（卵2個分）とします。 平成31年度にはクリーンセンターだけで処理できる量まで減量できる見込みです。当面の間、90t/日焼却施設の延命化を図ります。	
31	37	4	6	1	ごみ排出量（資源物除く）の減量目標 <u>平成27年度 696g/人・日</u> <u>平成33年度 637g/人・日</u> <u>平成38年度 586g/人・日</u> <u>平成43年度 573g/人・日</u>	ごみ排出量（資源物除く）の減量目標 [現状] 平成22年度 672g/人・日 [目標] 平成33年度 581g/人・日	

現行計画該当箇所					ごみ処理基本計画新旧対照表			
No.	ページ	章	節	細節	新	旧	備考	
32	38	4	6	2	2 資源化率 平成27年度 23.8% 平成33年度 29.2% 平成38年度 36.1% 平成43年度 37.5%	2 資源化率 [現状] 平成22年度 21.9% [目標] 平成33年度 28.6%		
33	39	4	6	3	<u>ごみの減量及び資源化の強化に伴い、焼却されるごみ量は減量する見込みです。</u> <u>このことから、発生する焼却灰の減量化はもちろん、焼却灰のうち主灰の全量資源化を行うことで、今後も最終処分量を減らすことができる見込みです。</u>	クリーンセンターの稼働後、90t/日焼却施設から発生する焼却灰については全量を埋立てし、クリーンセンターから発生する焼却灰は資源化する計画であることから、最終処分量を減らすことができる見込みです。 【現状】平成22年度 5,982t 【目標】平成33年度 2,721t		
34	40	5	1	1①	①「ごみと資源の分け方・出し方ガイド」、「分別カレンダー」及び「 <u>ごみ減量・資源化ガイド</u> 」を各戸に配布し、ごみと資源の分別と適正排出について、広く市民に周知します。	①「ごみと資源の分け方・出し方ガイド」や「分別カレンダー」を各戸に配布し、ごみと資源の分別と適正排出について、広く周知します。		
35	40	5	1	1②	②ホームページや広報紙、 <u>各自治会に配布しているごみ減量の啓発DVD</u> 等を活用し、ごみ量、処理経費等の基礎的な情報や、各施策の効果等について情報を発信し、ごみ問題への関心を高めます。	② ホームページや広報紙等を活用し、ごみ量、処理経費等の基礎的な情報や、各施策の効果等について情報を発信し、ごみ問題への関心を高めます。		
36	40	5	1	1⑧の次	⑧ <u>食品廃棄物の削減に向けて、住民や事業者へ食品ロス削減を啓発していきます。</u>		新規	

現行計画該当箇所					ごみ処理基本計画新旧対照表		
No.	ページ	章	節	細節	新	旧	備考
37	41	5	1	2③	③個人及び団体で実施する清掃ボランティアに対し、ごみ袋の配布やごみの回収など、積極的な支援をします。	③NPOや学校等において、ごみの減量や資源化を推進するボランティアを育成していきます。	
38	42	5	1	4③	③生ごみ処理機を購入及びディスプレイを設置した市民に対し、購入費、維持管理費及び設置工事費の一部を補助します。また、利用者のライフスタイルに合わせ、設置する生ごみ処理機の選択肢の拡大を目的として、コンポスト容器のあつ旋販売を終了し、補助対象にコンポスト容器等の非電動式を追加することで、生ごみの減量・資源化を図ります。	③生ごみ処理機を購入した市民に対し、購入費や維持管理費の一部を補助し、生ごみの減量・資源化を図ります。 ④生ごみの減量・資源化を図るため、コンポスト容器のあつ旋販売を行います。	③、④を統一 (④削除)
39	42	5	1	4⑤	④生ごみの排出抑制を目的として、関係機関で実施している出前講座等と連携し、取り組みやすい生ごみの減量法について周知します。	生ごみの排出抑制を目的として、専門家による堆肥化講座等を開催し、取り組みやすい生ごみの減量法について周知します。	
40	42	5	1	5①	①水分の多い生ごみの減量は、可燃ごみの減量に大きな効果があるため、生ごみを資源物と位置付け、分別収集協力世帯から生ごみを分別し、大型生ごみ処理機により堆肥化して分別協力世帯に還元します。今後は、分別協力世帯の拡大も含め、効果的かつ効率的な生ごみ減量の手法を検討します。	①水分の多い生ごみの分別は、可燃ごみの減量だけでなく、焼却炉や最終処分場の延命化につながります。 ②生ごみを資源物として位置付け、分別収集モデル世帯の協力により生ごみを分別し、大型生ごみ処理機により堆肥化して協力世帯に還元します。	①、②を統一 (②削除)

現行計画該当箇所					ごみ処理基本計画新旧対照表		
No.	ページ	章	節	細節	新	旧	備考
41	43	5	1	6③	③粗大ごみのうち木製製品は、選別・解体した後、民間委託によりチップ化し、燃料等に再利用します。	③粗大ごみのうち再使用が可能なものについては、清掃・修理を行い売却する方法を検討していましたが、公共施設の再配置計画を推進していることから、資源化するための施設を市が設置するのではなく、不用品交換制度等のソフト面での支援や民間活力の活用などにより、資源化を図ります。	
42	43	5	1	6③の次	粗大ごみのうち布団・毛布は、選別した後、民間事業者により資源化を図ります。		新規
43	43	5	1	6④		④分別収集しているペットボトルは、国の指定法人をおして資源化しているため、国の基準に合わせ、民間委託によるバール化（圧縮梱包）を実施します。	削除（実施済みのため）
44	43	5	1	6⑥	⑥小型家電は、公共施設に設置する回収ボックスにより拠点回収し、有用金属（レアメタル）等の再生利用を図ります。	⑥小型電気電子機器は、「都市鉱山」といわれ、循環資源としての有効利用が期待されいながら、有用金属（レアメタル）とともに最終処分場に埋立処分されているものが多いと想定されるので、有用金属の再生利用について研究します。	
45	43	5	1	6⑦	⑦刈り草ごみ等の植物性廃棄物については、公共施設の維持管理等で出る刈り草ごみの資源化を開始し、今後、その結果を検証した上で、家庭から出る刈り草ごみについても段階的に資源化を実施します。	⑦剪定枝に加え、草などの植物性廃棄物についても、堆肥化など、さらなる資源化について研究します。	

現行計画該当箇所					ごみ処理基本計画新旧対照表		
No.	ページ	章	節	細節	新	旧	備考
46	43	5	1	6⑦の次	<u>⑧今後、高齢社会の進展により増加が見込まれる使用済み紙おむつについて、さまざまな視点から資源化に向け、研究します。</u>		新規
47	44	5	1	7①	①事業系ごみの適正排出及び自己処理責任の徹底を図るため、 <u>現行の</u> 指導マニュアルを <u>改定</u> し、事業者の積極的な努力を促します。	①事業系ごみの適正排出及び自己処理責任の徹底を図るため、指導マニュアルを配布し、事業者の積極的な努力を促します。	
48	44	5	1	7②	②事業系ごみの収集運搬事業者 <u>に対し、不定期に実施する</u> 検査・指導を <u>強化し</u> 、排出事業者への適正排出の徹底を図ります。	②事業系ごみの収集運搬事業者を不定期に検査・指導し、排出事業者への適正排出の徹底を図ります。	
49	44	5	1	7③の次	<u>多量排出事業者等を対象として、他事業者が行っている資源化の優良事例の紹介等を行い、分別の徹底や資源化を促進します。</u>		新規
50	44	5	1	8	<u>平成38年度から、はだのクリーンセンター1施設体制での焼却に移行するため、さまざまな減量・資源化施策を継続、強化するとともに、刈り草ごみ等の新たな資源化施策を実施します。それでも、焼却対象量が本計画の中間目標年度である平成33年度までに計画どおり進まない場合には、ごみ排出量に応じた負担の公平性及び排出抑制をより一層推進していく観点から、家庭ごみの有料化の導入に向けた収集方法や料金設定等の具体的な条件の検討を進めます。</u>	さまざまな減量・資源化施策を継続、強化しても、ごみの減量が進まない場合、指定ごみ袋等による有料化の導入について検討します。	

現行計画該当箇所					ごみ処理基本計画新旧対照表			
No.	ページ	章	節	細節	新	旧	備考	
51	44	5	1	9	<u>9. 粗大ごみ処理手数料の見直しの検討</u> <u>市の条例により定められている手数料（市の指定施設への直接持ち込みの場合1個300円、市が収集する場合1個650円）について、公平性の観点から、粗大ごみの数量や大きさ等により手数料を定める検討を行います。</u>		新規	
52	45	5	2	2④	<u>④可燃ごみの夜間戸別収集については、駅周辺の美観保持、歩行者の安全性の確保、収集効率の向上等、地域の特性を十分に考慮し、その必要性について検討します。</u>	④駅周辺の美観保持、排出者の分別徹底の啓発、ごみ収集時の安全性の確保及び収集効率の向上のため、市内全駅周辺における可燃ごみの夜間戸別収集について検討します。		
53	45	5	2	2④の次	<u>⑤市が直営で行っている可燃ごみ等の収集業務について、民間活力の導入により、収集運搬に係る経費の節減と効率化を図ります。</u>		新規	
54	46	5	3		<u>1 中間処理施設の設置に係る方針</u> <u>中間処理施設の設置については、市内で発生する一般廃棄物の処理が基本となるため、市内の中間処理施設の処理能力及び残存容量の把握に努め、充足状況及び想定される大規模災害に対する体制強化等の観点から総合的に判断します。</u>		新規	

現行計画該当箇所					ごみ処理基本計画新旧対照表			
No.	ページ	章	節	細節	新	旧	備考	
55	46	5	3	1①	①はだのクリーンセンターは、180t/日焼却施設の更新施設として、平成25年1月に稼働を開始しました。法定より厳しい自主規制を設定することにより、周辺的生活環境や自然環境に最大の配慮を図り、安全・安心で安定的なごみ処理を進めます。(実施主体は秦野市伊勢原市環境衛生組合)	①180t/日焼却施設は、平成23年6月時点で稼働から36年目を迎えました。この施設の更新として、平成24年度中の稼働を目指し、循環型社会に対応したクリーンセンターを建設中です。(実施主体は秦野市伊勢原市環境衛生組合)		
56	46	5	3	1②	②はだのクリーンセンターは、焼却の際に発生する熱エネルギーを有効利用し、高効率な発電を行い、循環型社会の形成を推進します。(実施主体は秦野市伊勢原市環境衛生組合)	②クリーンセンターは、公害防止を徹底するとともに、ごみ発電によるエネルギーの有効利用を図る、次世代のごみ処理施設として整備します。		
57	46	5	3	1③	③当面は、はだのクリーンセンターと90t/日焼却施設の2施設体制による可燃ごみ処理を進めるとともに、ごみの減量施策を推進し、平成38年度から、はだのクリーンセンター1施設体制での処理に移行します。	③90t/日焼却施設は、当面はクリーンセンターとの2施設体制による可燃ごみ処理を進め、今後のごみ減量の推移を見極めつつ、平成30年度頃をめどに、クリーンセンターでの処理に移行していく予定です。		
58	47	5	4	②	②栗原一般廃棄物最終処分場の埋立期限が平成35年度までとなっています。平成36年度以降の焼却灰等の処理処分については、圏外の民間施設で資源化処理や埋立処分を進めていきます。	②栗原一般廃棄物最終処分場の埋立期限が平成35年度となっていることから、以後の最終処分施策について検討します。		